

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例（平成25年浜松市条例第70号。以下「条例」という。）第4条に規定する支援としてのアドバイザー派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 派遣対象者 次に掲げるもののうち、いずれかに該当するもの

イ 条例第2条第1号に規定する「都市再生促進地区」(以下、「都市再生促進地区」という。)内に空き家又は空き床を所有又は管理するもの。

ロ 都市再生促進地区内で空き家又は空き床の有効活用を行い、若しくは支援することを目的とするまちづくり団体。

(2) アドバイザー 都市計画、建築、不動産活用等に関する専門知識及び実務経験を有するもの

(アドバイザーの業務内容)

第3条 アドバイザーが行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家又は空き床の活用方法に関する助言
- (2) 空き家又は空き床の存する建築物の調査診断
- (3) 空き家又は空き床の改修に係る概略の設計プランの作成
- (4) 空き家又は空き床の改修に係る概略の費用の算出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(派遣の期間及び回数)

第4条 市長は、派遣対象者に対し、最初の派遣の日から1年の間に6回を限度としてアドバイザーを派遣することができる。

(派遣の依頼)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する派遣対象者は、市長に対し、アドバイザー派遣依頼書（第1号様式）及び次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 対象となる建築物の不動産登記簿謄本又は固定資産税納税通知書の写し
- (2) 対象となる空き家又は空き床の現況写真
- (3) 第2条第1項口に該当する者である場合は、規約、定款、事業計画等それを証明する書類
- (4) 前各号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類

(欠格要件)

第6条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、アドバイザーの派遣を受けることができない。

- (1) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人
- (2) 市税の滞納があるもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、その者にアドバイザーの派遣を行うことがこの派遣の趣旨に反し、又は不適當であると市長が認めるもの

(派遣の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による依頼書を受領した場合においては、速やかにその内容、事業実現可能性を審査し、必要に応じて現地調査、派遣対象者へのヒアリング等を行った上で予算の範囲内においてアドバイザーの派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーを派遣することを決定する場合は、派遣対象者の活動目的、内容、状況に適したアドバイザーを選定するものとする。

(派遣の条件)

第8条 市長は、前条の規定によりアドバイザーの派遣を決定した場合は、派遣対象者に対し、派遣の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(派遣対象者への決定通知)

第9条 市長は、第7条第1項の規定によりアドバイザーを派遣することを決定した場合は、派遣対象者に対し、その決定の内容及び前条の規定により条件を付した場合はその条件等をアドバイザー派遣決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

2 市長は、第7条第1項の規定によりアドバイザーを派遣しないことを決定した場合は、派遣対象者に対し、その理由を付してアドバイザー非派遣決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更届)

第10条 第7条第1項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を受けた派遣対象者は、第5条の規定により提出した書類の記載事項に変更があった場合は、市長に対し、速やかにアドバイザー派遣変更届出書(第4号様式)により変更の内容を届け出なければならない。

(アドバイザーへの依頼)

第11条 市長は、第7条の規定によりアドバイザーを派遣する場合は、当該アドバイザ

ーに対し、派遣の目的、日時、報酬額等を記載したアドバイザー業務依頼書（第5号様式）により依頼するものとする。

（実績報告）

第12条 アドバイザーの派遣を受けた派遣対象者は、派遣実施後市長に対し、速やかにアドバイザー派遣実績報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

（業務報告）

第13条 第11条の規定により派遣の依頼を受けたアドバイザーは、本市と密接に連絡、調整して業務を行うものとし、派遣完了時には市長に対し、アドバイザー派遣業務完了報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

（派遣に要する費用）

第14条 アドバイザーの派遣に要する費用は、当該アドバイザーと協議の上予算の範囲内においてその額を決定するものとし、市が負担するものとする。

（守秘義務）

第15条 派遣されたアドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(第1号様式) 第5条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

派遣対象者
(代表者名)

アドバイザー派遣依頼書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第5条の規定により、次のとおり依頼します。

派遣対象者名 (代表者名)	
連絡先	住所： 電話・FAX番号： 担当者名：
活動の目的・内容 (第2条第1項口 に該当する者の場合)	

派遣希望日時・場所	日時： 場所：
派遣希望理由・内容	
参加予定人数	
備考	

(第2号様式) 第9条第1項関係

浜松市指令 第 号
年 月 日

(派遣対象者)

(代表者名) 様

浜松市長

アドバイザー派遣決定通知書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第9条第1項の規定により、年 月 日付けで依頼のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおりアドバイザーの派遣を決定しましたので通知します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
派遣アドバイザー	氏名： 所属： 分野：
派遣の回数	(今回で) 回目
派遣の条件	
備考	

(第3号様式) 第9条第2項関係

浜松市指令 第 号
年 月 日

(派遣対象者)

(代表者名) 様

浜松市長

アドバイザー非派遣決定通知書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第9条第2項の規定により、 年 月 日付けで依頼のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおりアドバイザーを派遣しないことを決定しましたので通知します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣しない理由	
備考	

(第4号様式)第10条関係

年 月 日

(あて先)浜松市長

派遣対象者
(代表者名)

アドバイザー派遣変更届出書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第10条の規定により、 年 月 日付けで提出した依頼書等の記載事項について、変更があったので次のとおり届け出ます。

派遣対象者名 (代表者名)	
変更内容	

(第5号様式)第11条関係

浜松市指令 第 号
年 月 日

(アドバイザー氏名) 様

浜松市長

アドバイザー業務依頼書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第11条の規定により次のとおりアドバイザー業務を依頼します。

派遣対象者名 (代表者名)	
------------------	--

派遣日時・場所	日時： 場所：
派遣の目的	
業務の内容	
報酬額	
備考 (専門知識及び実 務経験の内容)	

(第6号様式)第12条関係

年 月 日

(あて先)浜松市長

派遣対象者
(代表者名)

アドバイザー派遣実績報告書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第12条の規定により、年 月 日付けで決定を受けたアドバイザーの派遣実績について、次のとおり報告します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
アドバイザー名	
参加者数	
概要	
備考	

(第7号様式) 第13条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(アドバイザー氏名)

アドバイザー派遣業務完了報告書

浜松市都市再生促進地区における建築物等の活用に関するアドバイザー派遣運用要綱第13条の規定により、 年 月 日付けで依頼を受けたアドバイザーの派遣業務について、次のとおり報告します。

派遣対象者名 (代表者名)	
派遣日時・場所	日時： 場所：
参加者数	
概要	
今後の活動についての見通し	
備考	

本業務において作成した書類を添付する。